

成田市農地集積促進事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、農地中間管理機構を活用し、農地の貸借を行った者に対して、予算の範囲内において農地集積促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、担い手への農地集積を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革及び生産コストの削減を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地中間管理機構 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定による指定を受けた者をいう。
- (2) 担い手 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）又は認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）をいう。
- (3) 利用権 農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利をいう。

(補助対象農地)

第3条 補助金の交付の対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する農地であること。
- (2) 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）外に所在する農地であること。
- (3) 面積の合計が1,000平方メートル以上の農地であること。
- (4) 利用権の設定に係る存続期間が10年以上の農地であること。
- (5) 第6条第1項本文の規定による申請のあった日の属する年度に利用権が設定された農地であること。
- (6) 同一世帯に属する他の世帯員と利用権が設定された農地でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人にあつては市内に事務所又は事業所を有し、個人にあつては本市に

居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

- (2) 農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手へ転貸された農地を所有する者（以下「貸付者」という。）又は農地中間管理機構から農地を借り受けた担い手である者（以下「借受者」という。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象農地の一筆の土地ごとの面積（1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 貸付者 4円

(2) 借受者 6円

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、農地集積促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号及び第3号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 農地集積促進事業計画書（別記第2号様式）

(2) 法人にあつては、事務所又は事業所が市内に所在することを証する書類

(3) 個人にあつては、住民票の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項本文の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があつたものとみなす。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、農地集積促進事業補助金交付決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

（交付の請求）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、農地集積促進事業補助金交付請求書（別記第4号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

[別記様式 略]